

ダグリ岬公園周辺整備事業
実施計画書策定支援業務委託
プロポーザル実施要領

令和7年4月
シティセールス課

1 業務名

ダグリ岬公園周辺整備事業実施計画書策定支援業務委託

2 目的

ダグリ岬ベイサイドパーク構想実施計画書を作成するにあたっては、遊園地の拡大及び遊具の再配置、新規誘客施設や誘客イベントの導入、周辺施設との連携構築等を盛り込み、継続可能な施設を作り出す計画とする必要がある。このため令和6年度に策定したダグリ岬ベイサイドパーク構想開発指針を基に、専門性を有した事業者の開発手法等を取り入れた実施計画を策定することで、集客性の向上や開発費及び運営費の縮減に繋げる。

3 業務内容

- (1) データ等を活用したダグリ岬地区の現状分析
- (2) 遊園地拡大を前提とした新規遊具の導入及び既存施設の再配置提案
- (3) 新規誘客施設の導入提案
- (4) 周辺施設との連携提案
- (5) 国の施策や先進地事例、各種補助事業利用
- (6) 計画（案）の作成
- (7) 各種計画との整合性の確認
- (8) 計画書及び概要版の作成

4 成果品

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 業務内容に記した内容を取りまとめた計画書 | 5部 |
| (2) 計画書の概要版（関係者配布用）A4版 | 5部 |
| (3) 計画書及び計画書概要版原稿データ記録媒体 | 一式 |

5 納品場所

鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号
志布志市役所シティセールス課おもてなしグループ

6 提出書類

- (1) 見本 各10部
- (2) 企画提案書 10部
- (3) 見積書 1部
当該委託業務に要する経費（消費税を含まない額）
- (4) 提出先

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号
志布志市役所 シティセールス課おもてなしグループ
担当：深迫、柿元

7 スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 参加・不参加表明届 | 令和7年4月25日(金) 必着 |
| (2) 質疑書提出期限 | 令和7年4月25日(金) 必着 |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和7年5月14日(水) 必着 |
| (4) 審査会 | 令和7年5月22日(木) |
| (5) 業者決定 | 令和7年5月26日(月) 頃 |
| (6) 納品期限 | 令和8年3月31日(火) (印刷物及びデータ) |

8 企画提案書の取扱い等

- (1) 企画書等の作成、提出等、本プロポーザルへの参加に関する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 本業務の成果品にかかる著作権は、志布志市に帰属するものとする。
- (3) 不採用となった場合の企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画書は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することができる。この場合において、当該提案書等の写しを作成し、使用することができる。
- (5) 志布志市情報公開条例(平成18年志布志市条例第14号)に基づく開示請求があったときは企画書等を公開することがある。
- (6) 計画等に使用する画像の著作権や肖像権等に関することは、作成業者において適切に処理するものとする。

9 予算額

10,000,000円(消費税含む)

※この金額は、予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものである。

10 プロポーザルの参加資格

この業務に参加できる者は、参加表明届提出日現在において、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本市に対する入札等参加資格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われ、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていない者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てが行われ、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていない者であること。
- (5) 市民税の納付義務を有する者にあつては、納期の到来している市民税を完納していること。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員の統制下にある者でないこと。

と。

- (7) 暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれていないこと。

11 契約候補者選定の方法

(1) 評価・候補者決定の基準

プロポーザルの評価は、企画等採点方式とし、合計点数が最高得点を得た者を契約候補者とする。

なお、最高得点を得た者が2者以上となった場合は、見積金額が最も低い者を契約候補者とし、更に見積り金額が同額のときは、くじ引きで契約候補者を決定する。

(2) 契約候補者選定結果の通知

評価の結果は、プロポーザル参加者全員に令和7年6月11日（水）までに郵便で契約候補者、参加者の順位及び総点数を通知する。

なお、選定委員ごとの点数は、開示しない。

(3) 契約の締結

契約候補者決定後、志布志市入札・契約手続委員会の承認を経て、契約を締結する。

12 審査基準

審査については、企画提案書及びプレゼンテーションを基に審査を行う。

審査に当たっては特に以下の項目について採点を行うので確実に資料に記載すること

(1) 志布志ダグリ岬地区に対する現状把握

(2) 公園整備や遊園地運営に関する専門知識

（現状を取り巻く様々な要因分析に基づいた提案が可能か、継続的な運営提案ができるか等）

(3) 今後の方向性の提案及び内容の実現可能性

(4) 業務遂行性（従事する職員の人数、経験、会社としての支援体制）

(5) スケジュール管理

(6) 事業に対する意欲

13 お問い合わせ先

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

志布志市役所 シティセールス課おもてなしグループ

担当：深迫、柿元

TEL 099-472-1111（内線357、358）

Mail omotenashi1@city.shibushi.lg.jp